会計	繰越	検算	転記		
レ	レ	レ	(3) (か) (き)	○	

※該当箇所に レ すること。

(その1)

収　支　報　告　書

（ふりがな）　みんしんとうさんぎいんひれいくだい３９そうしぶ

1　政治団体の名称　民進党参議院比例区第３９総支部

2　主たる事務所の所在地　東京都港区三田２－７－１３
ＴＤＳ三田

3　代表者の氏名　小林　正夫

4　会計責任者の氏名　吉田　茂

5　平成　２８　年分

団体コード	1 1 5 0 1 3 8 0 4 N 2 0 2 0
前年繰越額	13，504，094 円

事務担当者の氏名　鹿島繁文

電話番号　03-6550-0406

政治団体の区分
□ 政党
レ 政党の支部
□ 政治資金団体
□ 政治資金規正法第１８条の２第１項の規定による政治団体
□ その他の政治団体
□ その他の政治団体の支部
活動区域の区分
全国（２都道府県以上）

資金管理団体の指定の有無
□ 有　レ 無
公職の種類　（現・候）
資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分
レ 政治資金規正法第１９条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
□ 政治資金規正法第１９条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名　小林　正夫
公職の種類　衆議院議員（現・候）

(※) 資金管理団体の指定の期間
平成　年　月　日から
平成　年　月　日まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消しをした場合のみ記入のこと。

(※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
平成　年　月　日から
平成　年　月　日まで

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合又は該当しなくなった場合のみ記入のこと。

受付
29.7.21
収支公開室
第　号

第36号
29.5.31
東京都選挙管理委員会
事務局

2547

受付	審査	確認	消込

0057400

全国団体用

(その2)

収　支　の　状　況

1　収支の総括表

収　入　総　額	*31,550,094*
（前年からの繰越額）	*13,504,094*
（本年の収入額）	*18,046,000*
支　出　総　額	*17,600,419*
翌年への繰越額	*13,949,675*

2　収入項目別金額の内訳

(1)　個人の負担する党費又は会費	
金　額	*1,484,000*
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	1484

(2)　寄　附		
ア　寄附（イを除く。）の区分	金　額	備　考
(ア) 個人からの寄附	*0*	
（うち特定寄附）	*0*	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	*0*	
(ウ) 政治団体からの寄附	*0*	
小計　(ア) ＋ (イ) ＋ (ウ)	*0*	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	*0*	
イ　政党匿名寄附	*0*	
合　計　（ア　＋　イ）	*0*	

(その５)

（５）本部又は支部から供与された交付金に係る収入				
交付金を供与した本部又は支部の名称	金　　額	年月日	主たる事務所の所在地	備　　考
民主党本部	5,000,000	28. 3. 9	東京都千代田区永田町1-11-1	
民主党本部	3,000,000	28. 3. 10	東京都千代田区永田町1-11-1	
民進党本部	500,000	28. 5.24	東京都千代田区永田町1-11-1	
民進党本部	2,000,000	28. 5. 26	東京都千代田区永田町1-11-1	
民進党本部	2,000,000	28.10. 7	東京都千代田区永田町1-11-1	
民進党本部	3,000,000	28. 12. 8	東京都千代田区永田町1-11-1	
民進党東京都総支部連合会	1,062,000	28. 12. 15	東京都千代田区永田町1-11-1	
この頁の小計	16,562,000	(注) 同一本部・支部からの交付金は「名寄せ」して年月日順に記載し、「計」を入れて下さい。		
合　　計	16,562,000			

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

（1）支出の総括表		
項目	金額	備考
1　経常経費		
(1)　人件費	0	
(2)　光熱水費	0	
(3)　備品・消耗品費	2,684,464	
(4)　事務所費	3,697,810	
小計	6,382,274	
2　政治活動費		
(1)　組織活動費	5,911,417	
(2)　選挙関係費	5,000,000	
(3)　機関紙誌の発行その他の事業費	306,728	ア～エの計
ア　機関紙誌の発行事業費	1,088	
イ　宣伝事業費	305,640	
ウ　政治資金パーティー開催事業費	0	
エ　その他の事業費	0	
(4)　調査研究費	0	
(5)　寄附・交付金	0	
(6)　その他の経費	0	
小計	11,218,145	
合計	17,600,419	

全国団体用

(その14)

（2）経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分	備品・消耗品費（備品費）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
パソコン購入	*118,584*	28. 7. 22	株式会社日本HP	東京都江東区大島2-2-1	
この頁の小計	*118,584*				
その他の支出	*0*				
合計	*118,584*				

（注１）５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。

（注２）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（　）の中の項目ごとの、最後の頁に記載して下さい。

(その14)

（2）経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分	備品・消耗品費（消耗品費）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
名刺印刷代	11,880	28. 1. 4	(株)サンユー	東京都中野区中央2-52-18	
事務機リース代	16,200	28. 1. 27	日立キャピタルNBL株式会社	東京都港区西新橋1-3-1西新橋スクエア	
名刺印刷代	11,016	28. 1. 29	(株)サンユー	東京都中野区中央2-52-18	
名刺印刷代	23,976	28. 1. 29	(株)サンユー	東京都中野区中央2-52-18	
名刺印刷代	11,880	28. 2. 24	(株)サンユー	東京都中野区中央2-52-18	
事務機リース代	16,200	28. 2. 29	日立キャピタルNBL株式会社	東京都港区西新橋1-3-1西新橋スクエア	
コピー用紙購入	10,076	28. 3. 7	富士ゼロックス東京株式会社	東京都新宿区西新宿6-14-1	
事務機リース代	16,200	28. 3. 28	日立キャピタルNBL株式会社	東京都港区西新橋1-3-1西新橋スクエア	
名刺印刷代	17,604	28. 4. 7	(株)サンユー	東京都中野区中央2-52-18	
事務機リース代	16,200	28. 4. 27	日立キャピタルNBL株式会社	東京都港区西新橋1-3-1西新橋スクエア	
事務機リース代	16,200	28. 5. 27	日立キャピタルNBL株式会社	東京都港区西新橋1-3-1西新橋スクエア	
コピー用紙購入	14,570	28. 6. 6	富士ゼロックス東京株式会社	東京都新宿区西新宿6-14-1	
名刺印刷代	25,272	28. 6. 16	(株)サンユー	東京都中野区中央2-52-18	
事務機リース代	16,200	28. 6. 27	日立キャピタルNBL株式会社	東京都港区西新橋1-3-1西新橋スクエア	
事務機リース代	16,200	28. 7. 27	日立キャピタルNBL株式会社	東京都港区西新橋1-3-1西新橋スクエア	
この頁の小計	239,674				
その他の支出	0				
合計					

（注１）５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。

（注２）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（　）の中の項目ごとの、最後の頁に記載して下さい。

(その14)

（2）経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分	備品・消耗品費（消耗品費）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
コピー用紙購入	13,708	28. 8. 8	富士ゼロックス東京株式会社	東京都新宿区西新宿6-14-1	
名刺印刷代	10,368	28. 8. 30	(株)サンユー	東京都中野区中央2-52-18	
事務機リース代	16,416	28. 9. 12	日立キャピタルNBL株式会社	東京都港区西新橋1-3-1西新橋スクエア	
事務機リース代	16,200	28. 9. 27	日立キャピタルNBL株式会社	東京都港区西新橋1-3-1西新橋スクエア	
事務機リース代	16,200	28. 10. 27	日立キャピタルNBL株式会社	東京都港区西新橋1-3-1西新橋スクエア	
事務機リース代	16,200	28. 11. 28	日立キャピタルNBL株式会社	東京都港区西新橋1-3-1西新橋スクエア	
事務機リース代	16,200	28. 12. 27	日立キャピタルNBL株式会社	東京都港区西新橋1-3-1西新橋スクエア	
この頁の小計	105,292				
その他の支出	2,185,990				
合計	2,530,956				

(注１) ５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。

(注２) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（　）の中の項目ごとの、最後の頁に記載して下さい。

(その14)

（2）経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分	備品・消耗品費（定期購読料　）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
この頁の小計	*0*				
その他の支出	*34,924*				
合　計	*34,924*				

（注１）５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。

（注２）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（　）の中の項目ごとの、最後の頁に記載して下さい。

(その14)

（2）経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分	事務所費（賃借料）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
事務所家賃	*158,400*	28. 6. 7	全国電力関連産業労働組合総連合	東京都港区三田2-7-13 TDS三田3F	
事務所家賃	*158,400*	28. 12. 7	全国電力関連産業労働組合総連合	東京都港区三田2-7-13 TDS三田3F	
この頁の小計	*316,800*				
その他の支出	*0*				
合計	*316,800*				

（注１）５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。

（注２）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（　）の中の項目ごとの、最後の頁に記載して下さい。

(その14)

（2）経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分	事務所費（通信費）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
電話使用料	13,478	28. 1. 25	NTTファイナンス株式会社	東京都港区芝浦1-2-1	
電話使用料	11,512	28. 3. 25	NTTファイナンス株式会社	東京都港区芝浦1-2-1	
電話使用料	10,184	28. 6. 27	NTTファイナンス株式会社	東京都港区港南1-2-70	
電話使用料	11,977	28. 7. 25	NTTファイナンス株式会社	東京都港区港南1-2-70	
郵送料	18,286	28. 9. 5	日本郵便株式会社	東京地千代田区霞が関1-3-2	
郵送料	77,012	28. 9. 5	日本郵便株式会社	東京都千代田区霞が関1-3-2	
電話使用料	10,570	28. 10. 25	NTTファイナンス株式会社	東京都港区港南1-2-70	
電話使用料	10,712	28. 11. 25	NTTファイナンス株式会社	東京都港区港南1-2-70	
この頁の小計	163,731				
その他の支出	170,635				
合計	334,366				

（注１）５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。

（注２）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（　）の中の項目ごとの、最後の頁に記載して下さい。

(その14)

（2）経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分	事務所費（事務管理費）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
コピー機使用料	18,679	28. 1. 6	富士ゼロックス株式会社	東京都新宿区西新宿6-14-1	
事務所茶代	21,988	28. 1. 12	エームサービス株式会社	東京都港区赤坂2-23-101アークヒルズフロントタワー	
書籍購入	14,000	28. 2. 4	五車堂書房参議院内	東京都千代田区永田町1-7-1	
コピー機使用料	58,531	28. 2. 8	富士ゼロックス株式会社	東京都新宿区西新宿6-14-1	
事務所茶代	10,368	28. 2. 17	セブンイレブン参議院議員会館店	東京都千代田区永田町2-1-1	
コピー機使用料	13,300	28. 3. 7	富士ゼロックス株式会社	東京都新宿区西新宿6-14-1	
電力人事季報	24,624	28. 3. 18	一般社団法人日本電気協会新聞部	東京都千代田区有楽町1-7-1	
コピー機使用料	27,675	28. 4. 6	富士ゼロックス株式会社	東京都新宿区西新宿6-14-1	
事務所茶代	10,368	28. 4. 21	セブンイレブン参議院議員会館店	東京都千代田区永田町2-1-1	
コピー機使用料	50,135	28. 5. 6	富士ゼロックス株式会社	東京都新宿区西新宿6-14-1	
コピー機使用料	56,608	28. 6. 6	富士ゼロックス株式会社	東京都新宿区西新宿6-14-1	
コピー機使用料	40,768	28. 7. 6	富士ゼロックス株式会社	東京都新宿区西新宿6-14-1	
コピー機使用料	15,274	28. 8. 8	富士ゼロックス株式会社	東京都新宿区西新宿6-14-1	
事務所茶代	14,145	28. 8. 30	セブンイレブン参議院議員会館店	東京都千代田区永田町2-1-1	
コピー機使用料	11,443	28. 10. 19	富士ゼロックス株式会社	東京都新宿区西新宿6-14-1	
この頁の小計	387,906				
その他の支出	0				
合計					

（注１）５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。

（注２）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（　）の中の項目ごとの、最後の頁に記載して下さい。

(その14)

（2）経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分	事務所費（事務管理費）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
コピー機使用料	19,720	28. 11. 7	富士ゼロックス東京株式会社	東京都新宿区西新宿6-14-1	
コピー機使用料	14,811	28. 12. 6	富士ゼロックス東京株式会社	東京都新宿区西新宿6-14-1	
電力人事季報	24,624	28. 12. 19	一般社団法人日本電気協会新聞部	東京都千代田区有楽町1-7-1	
会計監査報酬	216,000	28. 12. 9	税理士法人山崎事務所	東京都港区新橋2-16-1 ニュー新橋ビル1120	
この頁の小計	275,155				
その他の支出	2,383,583				
合計	3,046,644				

（注１）５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。

（注２）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（　）の中の項目ごとの、最後の頁に記載して下さい。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	組織活動費（行事・会議費）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
会費	30,000	28. 1. 14	関東電力総連	東京都浜松町1-21-2	
会費	30,000	28. 12. 19	政策研究フォーラム	東京都港区芝2-20-12	
この頁の小計	60,000				
その他の支出	653,069				
合計	713,069				

（注１）５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。

（注２）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（　）の中の項目ごとの、最後の頁に記載して下さい。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	組織活動費（旅費交通費）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
JR乗車券購入	30,640	28. 2. 15	JTB首都圏国会内店	東京都千代田区永田町1-7-1参議院別館2階	
JR乗車券購入	37,380	28. 4. 8	JTB首都圏国会内店	東京都千代田区永田町1-7-1参議院別館2階	
航空券購入	85,580	28. 4. 21	JTB首都圏国会内店	東京都千代田区永田町1-7-1参議院別館2階	
JR乗車券購入	38,460	28. 7. 12	JTB首都圏国会内店	東京都千代田区永田町1-7-1参議院別館2階	
JR乗車券購入	40,080	28. 7. 19	JTB首都圏国会内店	東京都千代田区永田町1-7-1参議院別館2階	
JR乗車券購入	165,560	28. 7. 19	JTB首都圏国会内店	東京都千代田区永田町1-7-1参議院別館2階	
航空券購入	129,270	28. 7. 27	JTB首都圏国会内店	東京都千代田区永田町1-7-1参議院別館2階	
航空券購入	195,560	28. 8. 17	JTB首都圏国会内店	東京都千代田区永田町1-7-1参議院別館2階	
JR乗車券購入	88,700	28. 8. 26	JTB首都圏国会内店	東京都千代田区永田町1-7-1参議院別館2階	
JR乗車券購入	87,130	28. 9. 6	JTB首都圏国会内店	東京都千代田区永田町1-7-1参議院別館2階	
JR乗車券購入	59,020	28. 9. 12	JTB首都圏国会内店	東京都千代田区永田町1-7-1参議院別館2階	
JR乗車券購入	29,080	28. 9. 16	JTB首都圏国会内店	東京都千代田区永田町1-7-1参議院別館2階	
航空券購入	174,760	28. 9. 23	JTB首都圏国会内店	東京都千代田区永田町1-7-1参議院別館2階	
JR乗車券購入	104,520	28. 10. 6	JTB首都圏国会内店	東京都千代田区永田町1-7-1参議院別館2階	
航空券購入	74,760	28. 10. 7	JTB首都圏国会内店	東京都千代田区永田町1-7-1参議院別館2階	
この頁の小計	1,340,500				
その他の支出	0				
合計					

(注１) ５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。

(注２) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（　）の中の項目ごとの、最後の頁に記載して下さい。

(その15)

（３）政治活動費の内訳		項目別区分	組織活動費（旅費交通費）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
JR乗車券購入	50,080	28. 10. 13	JTB首都圏国会内店	東京都千代田区永田町1-7-1 参議院別館2階	
JR乗車券購入	17,900	28. 10. 21	JTB首都圏国会内店	東京都千代田区永田町1-7-1 参議院別館2階	
JR乗車券購入	30,640	28. 11. 2	JTB首都圏国会内店	東京都千代田区永田町1-7-1 参議院別館2階	
航空券購入	169,560	28. 11. 11	JTB首都圏国会内店	東京都千代田区永田町1-7-1 参議院別館2階	
航空券購入	144,560	28. 11. 16	JTB首都圏国会内店	東京都千代田区永田町1-7-1 参議院別館2階	
JR乗車券購入	39,360	28. 12. 2	JTB首都圏国会内店	東京都千代田区永田町1-7-1 参議院別館2階	
JR乗車券購入	10,720	28. 12. 13	JTB首都圏国会内店	東京都千代田区永田町1-7-1 参議院別館2階	
JR乗車券購入	24,680	28. 12. 16	JTB首都圏国会内店	東京都千代田区永田町1-7-1 参議院別館2階	
この頁の小計	487,500				
その他の支出	3,311,844				
合計	5,139,844				

（注１）５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。

（注２）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（　）の中の項目ごとの、最後の頁に記載して下さい。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	組織活動費（渉外費）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
宿泊費	58,504	28. 7. 11	株式会社ニューオオタニ	東京都千代田区紀尾井町4-1	
この頁の小計	58,504				
その他の支出	0				
合計	58,504				

(注１) ５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。

(注２) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（　）の中の項目ごとの、最後の頁に記載して下さい。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	選挙関係費（選挙対策費）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
推薦料	5,000,000	28. 6. 17	小林正夫	茨城県牛久市ひたち野東5-12-22	
この頁の小計	5,000,000				
その他の支出	0				
合計	5,000,000				

（注１）５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。

（注２）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（　）の中の項目ごとの、最後の頁に記載して下さい。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	機関紙誌の発行事業費（発送費）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
この頁の小計	0				
その他の支出	1,088				
合計	1,088				

（注１）５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。

（注２）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（　）の中の項目ごとの、最後の頁に記載して下さい。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	宣伝事業費　(宣伝広告費)		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
ホームページ技術支援料	183,600	28. 4. 11	株式会社日立システムズパワーサービス	東京都江東区永代2-37-28 澁澤シティープレイス永代	
ホームページ技術支援料	122,040	28. 9. 12	株式会社日立システムズパワーサービス	東京都江東区永代2-37-28 澁澤シティープレイス永代	
この頁の小計	305,640				
その他の支出	0				
合計	305,640				

(注1) 5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。

(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の(　　)の中の項目ごとの、最後の頁に記載して下さい。

(その17)

資産等の状況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

※有無について☑してください。　　(注) 有に☑の場合は「項目別区分」ごと（その18）が必要です。

(その20)

宣　誓　書

添付書類（別添のとおり）

☑ 1　領収書等の写し

☐ 2　監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）

☑ 3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成 29 年 5 月 29 日

政治団体の名称　民進党参議院比例区第39総支部

会計責任者の氏名　若山 [illegible]　㊞

（↓代表者については、解散する年の収支報告書にのみ記載すること。）

代表者の氏名　　㊞

（注１）「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署してください。
（注２）「代表者の氏名」欄は、解散する場合に、解散する年の最後の収支報告書にのみ記載してください。
（注３）国会議員関係政治団体は、宣誓書（その２０）に記載した日付が政治資金監査報告書に記載された日付と同日か後の日付になるよう記載してください。

政治資金監査報告書

平成２９年５月２７日

民進党参議院比例区第３９総支部
代表　小林　正夫　殿

登録政治資金監査人　山﨑布抄
登　録　番　号　第３０６５号
研修修了年月日　平成21年12月17日

１　監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、民進党参議院比例区第３９総支部の平成２８年１月１日から平成２８年１２月３１日までの法第１２条第１項に規定する報告書並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書（以下「会計帳簿等の関係書類」という。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成した会計帳簿等の関係書類について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、民進党参議院比例区第 39 総支部の主たる事務所の作業スペースの不足により円滑な政治資金監査の実施が困難であると山﨑布抄が判断したため、私の属する税理士法人山﨑事務所の主たる事務所（東京都港区新橋２丁目 16 番１号ニュー新橋ビル 1131 号室）において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿等の関係書類が保存されていた。また、全ての支出について領収書等が保存されていた。

（２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、存在しなかった。

３　業務制限

民進党参議院比例区第３９総支部と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。また、民進党参議院比例区第３９総支部と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上